

広島県教育委員会教育長訓令第六号

県立学校

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県立学校文書管理規程（平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

「	「
総務課	総務課
学務課	学務課
改修課	交遊課
義塾課	義塾課
保健課	保健課
文心課	文心課
その他	その他
」	」
を	に改める。
」	」

様式第一号中

附則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。